

平成24年度第1回滝沢村教育委員会議定例会議事日程

平成24年4月24日 13時30分
滝沢村役場 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 滝沢村就学指導委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 滝沢村スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関し議決を求めることについて
- 日程第6 承認第1号 滝沢村教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の臨時代理処理に関し承認を求めることについて

教 育 長 事 務 報 告

平成24年4月24日

| 月 日 | 曜 | 事 項 | 場 所 |
|---------------|-----|-----------------------|--------------|
| 4月2日 | 月 | 村文化財委員委嘱状交付 | 庁内 |
| 4月3日 | 火 | 教職員着任式 | 庁内 |
| 〃 | 〃 | 村新採用職員研修 | 庁内 |
| 4月4日 | 水 | 睦大学入学式 | ふるさと交流館 |
| 〃 | 〃 | 村特別支援教育支援員研修会 | 庁内 |
| 4月5日 | 木 | 滝沢第二中学校入学式 | 滝沢第二中学校 |
| 4月6日 | 金 | 滝沢中学校入学式 | 滝沢中学校 |
| 4月9日 | 月 | 滝沢小学校入学式 | 滝沢小学校 |
| 4月10日 | 火 | 第1回村校長会議 | 庁内 |
| 〃 | 〃 | 第1回村副校長会議 | 庁内 |
| 4月11日 | 水 | 教職員初任者研修 | 庁内 |
| 4月12日 ～13日 | 木～金 | 全国町村教育長会第1回理事会 | 東京都 |
| 4月17日 | 火 | 岩手県市町村教育委員会協議会理事会 | 盛岡市「都南図書館」 |
| 4月18日 | 水 | 岩手地区小中学校副校長会定期総会 | 盛岡市「サンセール盛岡」 |
| 4月21日 | 土 | 滝沢村地域婦人団体連絡協議会総会 | 滝沢村公民館 |
| 〃 | 〃 | 滝沢村少年団体指導員協議会総会 | 滝沢村公民館 |
| 4月23日 | 月 | 県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換 | 盛岡市「サンセール盛岡」 |
| 4月24日 | 火 | 教育委員会議 | 庁内 |

議案第 1 号

滝沢村就学指導委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

滝沢村就学指導委員会設置条例（平成10年滝沢村条例第1号）第3条の規定により、次のとおり滝沢村就学指導委員会委員を委嘱することについて、議決を求める。

1 任命（平成24年5月1日付）

| No. | 氏名 | 主な経歴 | 備考 |
|-----|--------|--------------------|-----------|
| 1 | 山口 淑子 | 山口クリニック院長 | 医師 |
| 2 | 春日 菜穂美 | 盛岡大学文学部教授 | 学識経験者 |
| 3 | 稲邊 宣彦 | 岩手県立盛岡みたけ支援学校教諭 | 学識経験者 |
| 4 | 上野 三士 | 滝沢村立滝沢小学校長 | 関係教育機関の職員 |
| 5 | 畠山 文雄 | 滝沢村立滝沢第二小学校長 | 同上 |
| 6 | 星 貴子 | 滝沢村立篠木小学校長 | 同上 |
| 7 | 八田 佐智 | 滝沢村立滝沢南中学校長 | 同上 |
| 8 | 田口 好子 | 滝沢村立鶴飼小学校教諭 | 同上 |
| 9 | 道又 美保子 | 滝沢村立滝沢東小学校教諭 | 同上 |
| 10 | 菊池 美和子 | 滝沢村立滝沢第二中学校教諭 | 同上 |
| 11 | 滝田 律子 | 滝沢村健康福祉部健康推進課主任保健師 | 関係行政機関の職員 |
| 12 | 佐々木 澄子 | 滝沢村健康福祉部児童福祉課主査 | 同上 |

（任期は、平成24年5月1日～平成26年4月30日）

平成24年4月24日提出

滝沢村教育委員会教育長 盛川 通正

理由

前委員の任期が平成24年4月30日で任期満了となるため、新たに委嘱するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 号

滝沢村スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関し議決を求めることについて

滝沢村スポーツ推進審議会設置条例（平成10年滝沢村条例第2号）第2条の規定により、次のとおり滝沢村スポーツ推進審議会委員を解嘱及び委嘱することについて、議決を求める。

1 解 嘱（平成24年4月24日付）

| 氏 名 | 委嘱年月日 | 解 任 理 由 |
|---------|-----------|---------|
| 齋 藤 博 司 | 平成22年6月1日 | 辞 職 |
| 谷 村 玲 子 | 平成22年6月1日 | 辞 職 |

2 委 嘱（平成24年4月25日付）

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------|---------------------------|-----|
| 上 野 三 士 | 滝沢村小学校体育連盟会長 （滝沢小学校校長） | |
| 千 葉 澄 子 | 村健康推進課長 | |

委嘱期間は、前任者の残任期間の平成24年5月31日までとする。

平成24年4月24日提出

滝沢村教育委員会教育長 盛 川 通 正

理由

前任者の辞職により、新たに委嘱するものである。これが、この議案を提出する理由である。

承認第 1 号

滝沢村教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の臨時代理処理に関し承認を求めることについて

滝沢村教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり臨時代理処理したから同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

臨時代理処理事項

- 1 滝沢村教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

平成24年4月24日提出

滝沢村教育委員会教育長 盛 川 通 正

理由

村長部局の職員に補助執行させている職員の給与の支給にかかる事務等について、新たに補助執行させる事務を追加し、その事務を村長部局で担当する課長に専決事項として付すこととして所要の改正及び字句の整理を行うものであるが、教育委員会議を招集する暇がなかったため平成24年3月30日に臨時代理処理した。これが、その承認を求めるものである。

滝沢村教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

滝沢村教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成10年滝沢村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき」を削り、「代決及び専決」を「専決及び代決」に改める。

第2条中「用語の意義、代決、代決の制限及び専決の制限」を「代決の制限、代決、後閲、専決の制限及び下部に対する内部委任」に、「第2条、第3条及び第4条、第2章第3節並びに第3章第1節及び第6節」を「第2条から第6条まで（第4条の2を除く。）及び第22条」に改める。

第3条の見出し中「事務等」を「事務」に改め、同条第1項第1号中「給与の支給にかかる事務」を「昇給、昇格、給与の支給等に係る事務、病気休暇その他の服務及び勤務条件に係る事務並びに人事管理」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3章第5節に規定する分限及び懲戒に係る事務

第3条第1項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号中「、指導等」を「及び指導」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とし、同項第9号を同項第6号とし、同項第10号及び第11号を削り、同項第12号中「処理、確認」を「確認」に改め、同号を同項第7号とし、同条第2項中「前項」を「前項第1号及び第3号から第7号まで」に、「当該事務を担当する課長が専決できるものとする」を「村長部局における当該事務主管課長が専決することができる」に改める。

第4条の見出しを削り、同条第1項中「施行に係る事務について」を「施行に関し」に改め、「村長部局」の次に「における当該事務主管課」を加え、同項第1号中「教育委員会の課等が」を「教育委員会事務局で」に改め、同条第2項中「施行に係る事務について」を「施行に関し」に改め、「村長部局」の次に「における当該事務主管課」を加え、同項第1号中「教育委員会の課等」を「教育委員会事務局」に改め、同条第3項中「事務については」を「事務は」に、「滝沢村行政情報公開条例」を「村長部局における滝沢村行政情報公開条例」に、「課長が専決できるものとする」を「主管課長が専決することができる」に改める。

第5条を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日臨時代理

滝沢村教育委員会教育長 盛 川 通 正